

UAE の外国人持株比率および 経済実体と税務申告について

(2019年9月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開・人材支援部　ビジネス展開支援課

本レポートの利用についての注意・免責事項

本レポートは、現地法律事務所 Clyde & Co LLP が 2019 年 7 月に作成し公開した英文レポートについて、日本語に仮訳したものを、許可を得た上でジェトロの HP に掲載したものです。その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成元の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本レポートはあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本レポートにてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Clyde & Co LLP は、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Clyde & Co LLP が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートに係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部

ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本レポート作成元：

Clyde & Co LLP, Dubai
PO Box 7001, 15F, Rolex Tower,
Sheikh Zayed Road, Dubai,
United Arab Emirates

Tel: +971-4-384-4000

Fax: +971-4-384-4004

Email: mero@clydeco.ae

HP: www.clydeco.com



UAE の外国人持株比率および経済実体と税務申告について

アラブ首長国連邦（UAE）政府は、今後長きにわたり UAE のビジネス環境を変えることになる法案を可決しました。先週に公表されたプレスリリースと法令の詳細により、外国人持株比率と国際的な税務協力に関する改革が明らかにされました。本レポートでは、導入された主な緩和策と UAE 企業に課された新たな要求事項について概説します。

ここ数年、UAE 政府が掲げてきた主たる政策目標の一つは、中東の主要市場として、外国企業にとっての魅力をもっと一層高めることであり、特に以下の改革に重点を置いてきました。先般、UAE 政府が可決した法案は、まさにこれらの改革に関するものでした。

- UAE で設立された企業およびその他の法人に対する外国人持ち株比率規制の緩和
- 税制の導入、そして税務コンプライアンスに向けた世界的枠組みの一部の形成

外国人持株比率

外国直接投資法（Foreign Direct Investment Law）により、UAE 企業における外国資本の持ち株比率を高めるための枠組みが導入されました。外国直接投資法は、各緩和措置については、セクター毎に定められ、また、特定の活動（アクティビティー）に関するものであることを明確にしています。しかしながら、中核となる「ポジティブリスト」の詳細については、法律制定手続きを通じてまもなく発表されると思われます。なお、2019年7月2日に、UAE 政府は公式のプレスリリースとソーシャルメディアを通じて、当該ポジティブリストの内容を閣議決定したと発表しています。

影響が出るセクターとアクティビティー

公式なプレスリリースによると、特定の 13 セクターの経済活動について、最高 100% の外国人持ち株比率の資格を持つとされており、13 セクターは以下の通りです。

1. 再生可能エネルギー
2. 宇宙産業
3. 農業
4. 製造業
5. 運輸業および倉庫業
6. 接待業および食品サービス業
7. 情報および通信

8. 専門的・科学的・技術的サービス
9. 管理・サポートサービス
10. 教育活動
11. 医療
12. 芸術およびエンターテインメント

なお、これらのセクターにおける全ての経済活動が必ずしも自由化されるわけではありません。公式のプレスリリースで強調されているアクティビティーとは革新的な性質のものです。例えば、よりグリーンな新しいタイプのエネルギーの生産や、バイオテクノロジー、e コマース、更には医薬品の輸送などです。13 セクターにまたがる 122 の具体的なアクティビティーが、今後、閣議決定を踏まえリスト化される予定です。

また、プレスリリースでは、許可される外国人持ち株比率は首長国政府により決定されると記載されています。そのため、七つの首長国において、同一のアクティビティーに対して許可される外国人の持ち株比率はそれぞれ異なる可能性があり、その結果、首長国間での投資誘致に向けた競争がより激しくなる可能性があります。また、自由化された経済活動の全てにおいて、外国資本による 100%の株式保有が許可されるわけではないかもしれませんが、外国資本による持ち株比率は 49%を超え、過半数支配が可能となります。

税務関連の法制定

国際的な税務をめぐる協調体制は世界中の政府が重視するところとなっています。2019 年 4 月 30 日に発布されたものの、ごく最近になって公表された新しい法律では、UAE 政府は同国で操業する大半の多国籍企業に影響を及ぼす新たな申告要件を課しています。以下は、UAE 政府が発令した関連する閣議決定です。

- 実態のある経済活動の要件について定めた 2019 年の連邦閣議決定第 31 号
- 多国籍企業が提出する報告書の体系に関する 2019 年の連邦閣議決定第 32 号

背景

UAE は無税の連邦国家ではありません。2018 年に UAE は付加価値税および一定商品に適用される物品税を導入しています。また、法人税についても、同国において操業する外国銀行および石油会社には課されており、連邦経済省は、より一般的な連邦法人所得税の導入効果について現在も調査を行っているところであると明言しています。

しかしながら、他国と対照的なのは、事業利益に広く適用される税が今のところない点です。従い、UAE という連邦国家は、大半の企業にとって、低い税率環境を保ち続けていると言えます。

財務上の透明性と規制は世界的な優先事項です。経済協力開発機構（OECD）などの国際機関は税規制に対する一層の世界的な協調を支持しています。これには税回避への取り組みや、世界中の税法上の違いを企業が逆手に取ることができないようにするための措置が含まれます。特に、各国政府は以下の事項を促すため、一貫性のある法制のネットワーク作りで協調しています。特に欧州連合は、こうした原則に基づいた特定の目標にそぐわない国に対しては制裁を科すことで、この原則を積極的に取り締まろうとしています。

- 透明性 — 要請があった場合に財務情報の交換を可能にすることや、また透明性の促進に関する OECD の協定に加盟できるようにすること。
- 公正な税の競争 — 特に税金がゼロまたは低率の国については、現地の税制を利用して経済活動の実態が伴わない疑似組織を作ることに対処するための措置を講じることや、またその他の有害な税慣行を改めること。

経済実体に関する規制—閣議決定第 31 号

閣議決定第 31 号には、最近バミューダ諸島、バージン諸島、ケイマン諸島ならびに、他のゼロ又は低税率の国で制定された経済実体に関する法律の概念と条項に通じたものが含まれています。以下は、この閣議決定について、UAE 企業が留意すべき主な点です。

- ライセンスで定められたアクティビティ（ライセンス・アクティビティ）が特定のカテゴリーにあたる場合、当該企業は、UAE において実体のある経済活動を行っていることの証拠を提出することが義務付けられます。
- 閣議決定では、主たる収入の基礎となる活動という概念が導入されています。それは各ライセンスカテゴリーに特有なものであり、かつ各々に対して非網羅的なリストが提供されています。例えば、保険のライセンスカテゴリーをもつ企業については、主たる収入の基礎となる活動には、①リスクに関する予測と調査、②リスク保険またはリスクに係る再保険、③顧客への保険の提供、④保険と再保険の保証、が含まれるべきであるとされています。

閣議決定第 31 号の対象となるライセンス・アクティビティ

閣議決定第 31 号の対象となるライセンス・アクティビティは以下の通りです。

1. 銀行業
2. 保険業
3. 投資ファンド運用管理
4. ファイナンスリース
5. 統括拠点
6. 海運業
7. 持ち株会社
8. 知的企業の運営
9. 流通およびサービスセンター

なお、オンショア・ライセンスとフリーゾーン・ライセンスの双方が、この閣議決定の適用範囲となり、DIFCやADGMの金融フリーゾーンのライセンスも含まれることとなります。

実体のある経済活動が存在することを示すため、企業は以下について示す必要があります。

- **主たる収入** – 企業は UAE 国内における活動から主たる収益を生み出していること。
- **マネージメント** – UAE 国内から業務に関する指示が出され、また業務が管理されていること。特に企業は以下を示す必要があります。
 - ❖ 取締役会（ある場合）が UAE 国内において定期的開催され、その数が可決された取締役会決議の数と一致すること。
 - ❖ 取締役の定足数が UAE 国内にいること。
 - ❖ 議事録が作成され、出席した取締役による署名がなされ、UAE 国内で保管されていること。また、議事録には取締役会での戦略的な決定事項が含まれていること。
 - ❖ 取締役はその職務を遂行する知識と専門知識をもっていること。
 - ❖ 外国企業の支社の長は、重要な経営上及び業務遂行上の意思決定を行う際には UAE 国内にいること。
- **社員** – UAE 国内において、適切な数の正社員、その企業に勤務する資格を持った社員を有している（このようなサービスの提供を受ける場合には、第三者との契約書が存在している）こと。
- **十分な経費** – 企業は十分な運営経費を負担していること。
- **十分な資産** – 企業は十分な有形資産を所有していること。
- **第三者支配** – UAE 国内において、第三者のライセンスの下で事業が行われている場合、その企業は当該第三者に対する支配権と監督権を持っていること。
- **持株会社に関する特別規定** – 持ち株会社については、収入と利益が、その株式投資からのみ生じたものであるとする規定があること。

オンショア、フリーゾーンまたは金融フリーゾーンのライセンスを持つ企業は、年次申告書（Annual Notice）の提出が必要となります。この年次申告書には、企業が関連する活動を行っているかどうかを記述し、行っている場合には、その活動からの収益の全部または一部が課税対象となっている他国の税制の詳細についても含める必要があります。また会計年度の末日についても記述する必要があります。

UAE 国内において、関連する活動を行う企業は、その会計年度末から 12 カ月以内に年次報告書（Annual Report）を提出することが義務付けられます。報告書は上記に挙げられている点に関するデータを含め、要件リストに詳述された事項を満たしている必要があります。なお、最初の報告書の提出期限は 2020 年です。

閣議決定に準拠していることを示すために必要とされる会社の記録（および年次報告書の内容）が英語でない場合、規制当局は英語への翻訳を要求することができます。他方、アラビア語には翻訳する必要はありません。

規制当局は関連情報を財務省（以下、MOF）に引き渡す権限を有しており、MOF は違反行為があった場合などには、当該事案に関する、外国当局と連絡を取り合う権限をもっています。

経済実体規制に従わない場合、企業には罰金が科されます。初回の違反については 1 万 UAE ディルハムから 5 万 UAE ディルハムの間であり、その後の会計年度におけるものは 5 万 UAE ディルハムから 30 万 UAE ディルハムまでとなります。また情報提供の不履行に対する罰金もあります。

規制当局には、ある企業が経済実体規制に従っているか否かを評価するのに 6 年間の猶予期間が認められています。

今後も、報告要件の細部などを規定する規制が出てくることが予想されますが、まずは、UAE に所在するすべての企業は、経済実体規制の対象となる活動を行っているか否かを確認するため、年次申告書の提出が必要になると思われます。

多国籍企業の税申告要件－閣議決定第 32 号

閣議決定第 32 号は、利益や収益額についての報告義務がない国が殆どなく、透明な税制の世界的な網の目に協調するために制定されたものです。

多国籍の定義

閣議決定は多国籍企業グループに焦点をあてており、多国籍企業グループは以下のように定義されています。

- グループ内の少なくとも 2 社が異なる国で税法上の居住者となっているか、または、少なくとも別の一つの国で恒久的施設をもつ一つの法人（通常は支社）がある。
- グループの連結勘定で、年間の連結収益の総額が、少なくとも 31 億 5,000 万 UAE ディルハム（およそ 8 億 5,700 万米ドル）ある。

多国籍企業グループ

グループという概念は、基本的に所有権または支配権との関係により定義されるものであり、その居住国の法律で定める、そのグループ内の企業に関する連結勘定の作成要件が参照されます（上場企業であれば、かかる勘定の作成は必須となります）。

別の言い方をすれば、閣議決定は税負担を軽減するため、透明性が確保されていない国の税制を利用しようとする国際的な大企業に焦点を当てたものです。なお、多国籍企業グループ内にある子会社、関連会社、支社はMOFに対して、税務申告の責任を負っているグループ法人について申告する必要があります。

閣議決定の対象法人

閣議決定第32号は、以下の場合に、UAE内で設立された法人に対して、財務情報およびその他の情報に関する詳細な報告書の発行を義務付けています。

- 多国籍企業グループの親会社である場合
- 多国籍企業グループの関連会社（別個の事業体）である場合であり、かつ、
 - ❖ その親会社が、税制上の居住国において納税申告を行うことが義務付けられていない場合、もしくは、
 - ❖ 当該居住国にUAE当局と税務情報を共有する義務がない、または、実際には再三にわたり共有が履行されない場合
- 親会社の所在国にて、税務申告を行うことを選択している場合

なお、申告要件については、UAEにおける税法上の居住者の概念が参照されることに注意が必要です。しかしながら、UAEには税法上の居住者の条件については、指針となるような、一般的に適用可能とされる税法が今のところ存在していません。ただ、この概念が言及されているということは、今後の立法過程に際して、本件が取り上げられることの兆しと言えます。

基本的に、多国籍企業グループの一部であるUAEに拠点を置く企業または支社については、他のグループ企業が、UAEと税務情報を共有する別の国の税法下において、そうした税務情報の申告を義務付けられていない場合にのみ、UAEにおける詳細申告の要件に従うこととなります。

申告義務の開始時期

多国籍企業グループの関連企業は、グループの会計年度の最終日までに、MOFに対して、関連情報の申告責任を負っている親会社または他法人の名前と居住国を申告する必要があります。

申告書の提出期限は2019年1月1日から始まる多国籍企業グループの会計年度末から12カ月以内となります。そのため完全な申告書については、2020年まで期限を迎えないものの、それまでに何らかの準備を行っておく必要があります。

なお、税務申告書の内容としては、多国籍企業グループが事業運営する各国における以下の内容となります。

1. 収益
2. 税引前損益
3. 支払済法人所得税
4. 公示資本
5. 見越利益
6. 従業員数
7. 非現金または現金同等資産

詳細申告について

詳細な税務申告を行う義務のある（または選択した）UAE 法人に対して、今回の閣議決定では明らかになっていませんが、移転価格税制の導入時に、詳細な税務申告の内容には依拠しないとする声明は含まれており、今後も、このような規制が続くことを示しています。

移転価格はグローバル税制における網の目の一部となっています。公開市場価格の外で価格設定がされるグループ間の取引を通じて、グループは税を最小限にするため（あるいは税務以外の理由により）利益を国際的なグループへと移転することができます。通常、移転価格税制では、グループ間の取引価格は市場価値で設定することが義務付けられています。対象となり得るグループ間取引としては、商品やサービスの供給、ファイナンス、知的財産およびその他のライセンス契約などがあります。UAE における、移転価格条項の導入は UAE の企業の所有権構造にも大きな影響を与える可能性があります。

また、閣議決定は MOF に対して大きなアクセス権を与えており、また違反に対する罰金（会計年度で 100 万 UAE ディルハムを上限とする）に関する権限も与えています。